

予算・決算審査特別委員会運営方法（正・副委員長取りまとめ）

<p>委員会審査の基本的なあり方</p> <p>委員会審査は、本会議の事前審査として慎重な審査が求められており、多角的な視点に加え、より専門的見地から審査議案を深く理解し、審査することが求められている。</p> <p>一方、委員会は、閉会中の継続審査も可能ではあるが、当市議会における従前の例では、会期中に審査を終了させる運用になっており、審査日程が自ずと制約されている。</p>
--

従来方式について提起された課題と意見、対応策	
課題と意見	対応策
委員の発言時間が十分確保されていない 質問方法について検討すべきである	質疑方法を体系的に整理し、効率的な方法により、質疑時間を確保する。 総括的な質疑 ... 予算編成方針など、総括的な観点からの質疑を、会派単位で実施。事前通告制とする。 一般質疑 ... 各事業等に対する質疑。（従前の質疑）
委員外議員の発言が制限されている 会議規則第106条により担保されている（『委員会がその許否を決める』） 委員会設置後の検討事項であり、その実施が確約されていない 委員外議員の発言を確保する必要性を感じない	全ての議員が、質疑に参加できる仕組みを導入する。 一部議員で委員会を組織する場合 委員会審査に先立ち、全員協議会を開催し、総括的な質疑を実施する。 全議員で委員会を組織する場合 原則、委員外議員は存在しない。 但し、他分科会での発言は制限されることになるが、各部署審査に先立ち、総括的な質疑を実施する。
会派に属していない議員が委員として参加できない 当市議会では、議会基本条例で会派を位置付けており、議会運営は会派単位を意識したものとなっている。	全議員で委員会を組織する場合は、問題なし。 一部議員で委員会を組織する場合は、会派に属さない議員の中から1名を選任する。 会派に属さない議員の数により、選任の是非について検討する必要がある。

改正案		
	従来方式の見直し	分科会方式（全議員参加）
構成委員	一部議員 会派の構成人数に応じて選任 会派に属さない議員の中から1名を選任	全議員
分科会	-	3分科会を設置 総務 文教福祉 経済環境・建設
事前説明	召集前	全議員を対象に説明
	召集後	全員協議会において説明・質疑 執行部による総括的な説明（1時間） 会派等により質疑（持ち時間制、10分+5分×構成員数） 1)代表質問（事前通告制） 2)関連質問（通告不要）
審査概要・日程	5日間	6日間
1日目 (召集日)	正・副委員長の選任	正・副委員長の選任 分科会の設置（委員選任、座長選任）
2日目	部局単位の説明・質疑（1時間30分、委員質疑時間7分） 現地視察（必要に応じて実施） 企画政策部・税務部 総務部 市民部	総括的な説明及び質疑 執行部による総括的な説明（1時間） 会派等により質疑（持ち時間制、10分+5分×構成員数） 1)代表質問（事前通告制） 2)関連質問（通告不要）
3日目	部局単位の説明・質疑（1時間30分、委員質疑時間7分） 福祉部 健康こども部 教育委員会	総務分科会（1時間30分、委員質疑時間8分） 企画政策部 総務部 市民部 分科会取りまとめ
4日目	部局単位の説明・質疑（1時間30分、委員質疑時間7分） 経済環境部 土木部 都市部 水道部	文教福祉分科会（1時間30分、委員質疑時間8分） 福祉部 健康こども部 教育委員会 分科会取りまとめ
5日目	討 論 採 決	経済環境・建設分科会（1時間30分、委員質疑時間8分） 経済環境部 土木部 都市部 水道部 分科会取りまとめ
6日目	-	分科会報告（座長報告） 討 論 採 決
委員外議員の発言	原則、認めない。	所属しない分科会での発言は、原則認めない。
要検討事項		議長の参加 分科会の分け方